

「LPガス質量販売解釈マニュアルおよびQ & A改訂版」 正誤表

下記のとおりとなりますのでよろしくお願いいたします。

記

P 1 2

2. 内容積20ℓ以下の容器により消費する場合

(1) 調整器を接続した内容積8ℓ以下の容器(2kg容器等)を消費

例 料理飲食店、宴会場等



- ◆ 容器の種類：2kg、3kg容器が使用可能です
- ◆ 調整器以降の接続：お客様ができます

【正】 ◆ 調整器より先の接続：お客様ができます

【誤】 ◆ 調整器以降の接続：お客様ができます

P 2 0

□. 周知の頻度

液化石油ガス法(規則第38条関係)

- (1) 供給開始時
- (2) 2年に1回以上(次の(3)以外のお客様)
- (3) 1年に1回以上(次の燃焼機器を設置しているお客様)
 - ① 開放式瞬間湯沸器
 - ② 瞬間湯沸器(給湯器を含む)
 - ③ ふろがま

不完全燃焼防止装置

※②、③については、密閉燃焼式、屋外式及び立ち消え安全装置かつ~~不完全燃焼装置~~を有するものは(2)の頻度で行います。

※周知は、業務用施設における消費者に対するものと、その他一般消費者に対するものとを区分して作成してください。

【正】 屋外式及び立ち消え安全装置かつ不完全燃焼防止装置を有するものは

【誤】 屋外式及び立ち消え安全装置かつ不完全燃焼装置を有するものは

高压ガス保安法(法第20条の6)(液石則第41条関係)

- ① 容器の外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、LPガスが漏えいしていないこと。
- ② 充てん容器等の引渡しは、原則、容器再検査期間を6ヶ月以上経過したものであり、かつ、その旨を明示したもので行う。
- ③ LPガスの燃料(工業用燃料を除く。)が20%以上の場合(葉たばこ乾燥用、温室用等)
- ・ 充てん容器等には、当該容器を置く位置から2m以内にある火気を遮る措置を講じ、かつ、屋外に置く。ただし、告示で定める屋外に置くことが著しく困難な場合に、充てん容器等及びこれらの附属品から漏れたLPガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいしたLPガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。
 - ・ 充てん容器等(スカートを含む。)には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずる。
 - ・ 充てん容器等は、常に温度40度以下に保つ。
 - ・ 内容積が5%を超える充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずる。
 - ・ 硬質管以外の管と硬質管又は調整器を接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること又は継手を用いることにより確実に行う。
 - ・ 販売する者は配管の気密試験のための用具又は設備を備える。

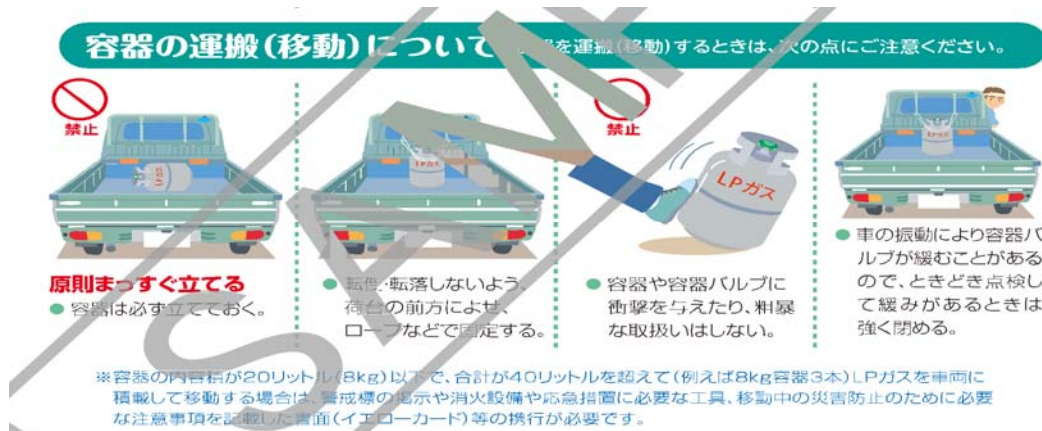
していない

【正】 容器再検査期間を6ヶ月以上経過していないものであり、

【誤】 容器再検査期間を6ヶ月以上経過したものであり、

高圧ガス保安法液化石油ガス容器保安規則第49条（移動の基準）改正による変更
平成28年11月1日に上記基準が改正されたため以下のページが変更となります。

P 2 7 **容器の運搬（移動）** についてのイラストの下※青字3行



※容器の内容積が**25リットル(1.0kg)**以下で、合計が**50リットル**を超えて(例えば**1.0kg**容器 3本)LPガスを車両に積載して移動する場合は警戒標の掲示や消火設備や応急措置に必要な工具、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面(イエローカード)等の携行が必要です。

P 4 8 **1.0 移動の基準** 下から3行

なお、内容積が**2.5**以下の容器のみを移動する場合で、その内容積の合計が**5.0**以下の場合、上記「1.」、「8.」、「9.」については法令の適用はありません。また、「11.」についても、容器に移動時の注意時の注意事項を記載したラベルが貼付されている場合は、法令の適用はありません。

P 5 5 **液化石油ガス保安規則第49条（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）**

上から 9行目	変更前→	内容積が20以下	変更後→	内容積が 2.5 以下
上から 10行目	変更前→	内容積の合計が40以下	変更後→	内容積の合計が 5.0 以下
上から 13行目	変更前→	内容積が20以下	変更後→	内容積が 2.5 以下
上から 14行目	変更前→	内容積の合計が40以下	変更後→	内容積の合計が 5.0 以下
上から 20行目	変更前→	内容積が20以下	変更後→	内容積が 2.5 以下
上から 21行目	変更前→	内容積の合計が40以下	変更後→	内容積の合計が 5.0 以下
上から 25行目	変更前→	内容積が20以下	変更後→	内容積が 2.5 以下
上から 27行目	変更前→	内容積の合計が40以下	変更後→	内容積の合計が 5.0 以下

質量販売に関するQ&A

P 7 7 Q-15

Q-15

お客様が所有しているカップリング付きでない10kg容器を調整器が接続されている状態で、持参され、充てんを依頼されましたが、燃焼器は持参されませんでした。このように燃焼器具が自宅にある場合、保安業務（供給開始時調査）はどのように実施したらよいのでしょうか？
なお、使用方法は屋外での調理（移動しての使用）とのことです。

A-15

液化石油ガス施行規則第16条第3号の「屋外にて移動消費」に該当するため、販売事業者の接続義務を伴わない質量販売となりますが、質量販売として新たな取引を行うことから、14条書面の交付、供給開始時等調査及び周知を実施しなければ違反となりますので、燃焼器を持参いただくか、お客様宅に出向いて供給開始時調査を実施する必要があります。

なお、高圧ガス保安法の省令である液化石油ガス保安規則第49条の規定に基づき、通常、車両で移動する場合に使用（積載）できる容器は内容積25ℓ以下の容器（10kg容器まで）で積載総和は50ℓ以下に制限されています。~~本件のように10kg容器の場合は、移動の基準を満たした車両にて容器を運搬する必要があります。~~（47ページ参照）

P 7 7 Q-16

Q-16

ラーメン屋台（屋外に使用される消費設備）用に予備容器として販売することはできますか？

A-16

液化石油ガス施行規則第16条第3号イに該当するため、配管への接続義務はなく、質量販売をする場合には予備容器を販売することは可能です。
保管に関しては、53ページ「12 高圧ガス保安法（すべて質量販売）に関する関係条文」の液化石油ガス保安規則第6条第2項第7号及び液化石油ガス保安規則第19条（貯蔵の方法に係る技術上の基準）により適正に保管してください。

なお、液化石油ガス保安規則第49条の規定に基づき、通常、車両で移動する場合に使用（積載）できる容器は内容積25ℓ以下の容器（10kg容器まで）で積載総和は50ℓ以下に制限されています。（47ページ参照）

P 8 2 Q-33

Q-33

キャンピングカーの中は屋内又は屋外のいずれに該当するのですか？

A-33

キャンピングカーにおけるLPガスの使用は、液化石油ガス保安規則第16条第3号の「屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等に販売する場合」に該当するため、販売事業者の接続義務を伴わない質量販売となりますが、実際のLPガスの使用にあたり密閉された車内で燃焼器を使用する場合は、「屋内」と同様の使用環境であるため、十分な換気を行う等LPガスの使用時の注意事項をお客様に周知することが必要です。

なお、高圧ガス保安法の移動の基準により25ℓを超える（10kgを超える容器）の場合又は積載総和が50ℓを超える場合は警戒標の掲示等の規制がかかります。（47ページ参照）